

都城市議会議長 様

提出日 令和4年 8月 8日

氏 名 山内 いっとく

研 修 報 告 書

以下のとおり研修の報告をいたします。

1 会派名及び視察者名

進政会 (山内いっとく 荒神稔 長友潤治 中田悟)

2 研修名

令和4年度法務能力向上のための特別実務セミナー

3 受講場所

ホテルルビノ京都堀川

4 受講期間

令和4年7月14日 (木) 10:00～16:45

7月15日 (金) 10:00～16:45

5 研修内容

(1) 14日(木) 特別セミナー第1日

講師：上智大学大学院法学研究科長 北村喜宣

①行政とはナニモノか？

②分権改革後の条例論

③自治体の「政策法務」という戦略

④法定自治体事務と法令実施条例

⑤行政手続法制の重要性

⑥法律施行を受けた自治体の対応：空家法と空き家条例

・地域のニーズを踏まえて、自分たちの地域に適した「法」を自分たちでつくり、それを実施することで地域が豊かになる。法律を学ぶことは、「自分を守ること」「自分に柱をつくること」「仕事上の判断を楽にすること」である。

(2) 15日(金) 特別セミナー第2日

講師：横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 板垣勝彦

①行政手法と法制執務のポイント

・申請に対する処分は、「審査基準の設定・公表」、「標準処理期間の設定」、「不許可処分を行う場合の理由の提示」がポイントである。また、不利益処分のポイントは、「処分基準の設定・公表」、「告知と聴聞」、「処分と同時にその理由を提示」がポイントである。

②争訟法務のポイント

・訴訟法務の全体構造として、「行政不服申し立て（行政不服審査法）」、「行政訴訟（行政事件訴訟法）」、「民事訴訟（民事訴訟法）」となっている。

研修報告書(感想等)

氏名 山内 いっとく

1 研修の感想

自治六法や自治体法務検定の公式テキスト等を参考にしながらの研修であり、参加者は議員だけでなく、行政の法制担当者が多い研修であった。法律を学び、活かしていくためには、この研修で終わりではなく何度も読み解き、頭の中に入れておく必要があると感じた。昨年度、空き家条例を制定したこともあり、今回の研修で「立法法務のポイント」についてより深く学ぶことを期待していたが、講師の都合により、「訴訟法務のポイント」に時間がとられたため、少し残念であった。

2 研修の成果及び市政への反映等

自治体政策を進めるための法務が「政策法務」である。

行政手続については、住民の権利を100%実現するための行政手続であり、基準を設定し、公表することが公正の確保と透明性の向上につながる。本市の「行政手続度」を確認したところ、行政手続が何か解説され、適切な内容の審査基準などがスムーズに参照できるようになっていることがわかった。

訴訟法務については、様々な訴訟方法の流れについて学んだ。住民訴訟は、訴訟提起のハードルが極めて低く、訴額が160万円とみなされ印紙代13,000円で、住民であれば子どもであっても、住民監査請求を行うことができる。公金の不正支出をただすために盛んに用いられており、本市でこのようなことにならないよう、適切に監査をしていくことが求められる。また、本市の審理員の登用についても状況を確認していきたい。

基本的人権の保障および地方自治の本旨の実現のために、住民の福祉増進の観点から必要と考えられる政策を、憲法をはじめとする関係法体系のもとで、いかに合理的に制度化・条例化するか、適法・効果的に運用するかを思考し実践することが大切である。そのために、都城の地域特性を踏まえた条例制定に取り組んでいきたい。

研修報告書(感想等)

氏名 荒神 稔

1 研修の内容と感想

- ・自治体職員が最初の仕事は、宣誓書の署名から始まる。
 - ・行政とはナニモノか? という、公務員の仕事を小学生に、わかるように25文字以内で表すと、「みんなが幸せになるような仕事をしているところ」
 - ・ある自治体では、行政の仕事を決して「行政サービス」ではない、サポートである。と話されている。(北海道・ニセコ町)
- 今回の感想として、特別実務セミナーは法律・条例の実施という形で、それを実現するための仕事をするのが行政で、そのために税金で雇用されているのが公務員であり、我々会派には難しい実務セミナーであったが、
- 「行政とはナニモノか?」の一部を学んだ。
- 住民訴訟
- ・住民監査請求は、訴訟定期のハードルが極めて低い
 - ・住民であれば、住民監査請求を行うことが誰でも提起できる。
 - ・住民監査請求がなされたときは、監査委員は、60日以内に監査を行い、請求に理由がないときは、書面でその旨を請求人に通知し、公表する必要がある。
 - ・請求に理由があるときは、監査委員は、議会、長その他の執行機関又は、職員に対し必要な措置をとるべき旨を勧告し、その内容を請求人に通知し、公表しなければならない。
- (地方自治法242条3項・4項・5項)
- * 公金の不正支出をただすために盛んに用いられている。
- 国家賠償法1条
- 第1条 国又は、公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて故意又は、過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は、公共団体がこれを賠償する責に任ずる。

公立学校の先生は国家賠償法に該当するが、公務員でない私立学校の先生は該当しない。

(この件は、多少疑問が残った)

○ 国家賠償法 2 条

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は、管理に瑕疵があったために他人に

損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。以下の内容

・通常有すべき安全性とは

「通常有すべき安全性を欠く」とは、営造物に本来の用法を妨げるような致命的欠如が含まれている場合を指す。(道路の穴ぼこ等)

・無過失責任とは

国家賠償法 1 条とは異なり、2 条では要件として故意・過失が求められないことを指して「国家賠償法 2 条の責任は無過失責任である」という。

不可抗力ないし回避可能性のない場合には、責任を負わない。

(自然災害の場合など)

国家賠償法の 1 条より 2 条では国家賠償が認められやすい。

2 研修の成果及び市政への反映等

本市への反映内容として、今回の研修から「地域特性を踏まえた条例」を用いた法律実施については、条例によって法律を自治体に染める。

・法律に地域事情をあわせるのではなく、条例を使って地域事情に法律をあわせる。

「地域特性を踏まえた条例」を用いた法律実施の説明もあり、このことにより、我が進政会の課題に挙げている、「農業振興地域制度」について、今後、更に研究を重ね、本市の反映に繋げられれば有難い。

研 修 報 告 書 (感想等)

氏名 長友 潤治

1 研修の感想

2日間の研修は主に地方自治体の職員を対象とした研修内容であったが、地方議会議員にとっても議員立法や政策立案能力向上に繋がる内容であると感じた。1日目の「政策法務」では憲法 92 条の求める「地方自治の本旨」を基に国家を構成する国政と地方自治体行政、国民・住民の関係性や現状と課題について詳しく説明を受けた後に条例制定の意義やプロセスについてのポイント等の説明があった。また、行政手続の重要性についても説明があった。行政手続は住民権利を保障するものであり政策立案においては住民の権利利益が保護されている事が重要であるとの事だった。2日目の研修は行政救済の概要の説明があり行政不服審査法や行政訴訟等に判例を基に実務について詳しく説明があった。

2日間共、講師の先生からは自治体職員の立場での実務に関する説明であったが政策立案に関しては議員の役割も重要であると感じた。住民のニーズを把握する事は自治体職員より住民に近い地方議会議員の方がより情報が有ると考える。例えば昨年、本市議会の議員提案による空き家条例の制定については、地域住民の空き家に対する苦情を多く受けている議員だからこそ条例の必要性を感じ、行政があえて必要ないとしていた空き家条例制定が実現化したものである。しかし最終的には行政の協力を得られた事も条例制定の大きな力になったと考える。今回の研修を受けて地域住民の願いを叶える事は行政も議員も同じ思いであり連携する事も必要な事と改めて感じた。

2 研修の成果及び市政への反映等

地方議会議員に対し今まで以上に政策提案能力を向上させることが求められていると考える。空き家条例に引き続き市民にとって有意義な政策提案が出来る様、今回の研修内容を活かしたい。

研修報告書(感想等)

氏名 中田 悟

1 研修の感想

今回の法務に関するセミナーを受けて、自治体の運営が法律と条例に則って行われていることを改めて認識をした。

自治体には住民の福祉増進をすることが信託されており、その手段として①法律の実施、②条例の制定・実施があり、住民が生活を営むすべてに対して公平・公正な立場を維持していく責務があることが分かった。

今回の研修は参加者の殆どが各自治体の職員で、議員の立場で参加をして感じたことは、行政と議会は両輪であるが、行政をチェックする立場の議会として、法律や自治体の条例について、更に深く理解をする必要がある。

行政をチェックする立場の議員として、今後、更に高度なスキルアップが不可欠だと認識した。

2 研修の成果及び市政への反映等

今回のセミナーにおいて、自治体の行っている事務においては、その殆どが国の法律や条例に則して行われており、それぞれの自治体の置かれた環境や特徴により、自治体独自の課題などを解決するために独自の条例を制定することにより、円滑な行政運営を行えるようにする、自治体の行為が自治体法務です。

地方分権により、自治体が担う事務処理の量は年々増加している中で、自治体職員においては市民に対して法律や条例に則って公正・公平な事務処理が行われている。

近年、市民が得ることができる自治体の情報量は、テレビ報道やネット環境の整備により、膨大な情報量になっている。

今回のセミナーの他にも自治体の職員の方々は様々なスキルアップのための研修の機会があり、法律を遵守した事務執行に努めている中で、市民の付託を受けた議員は市民以

上の的確な情報の収集を行い、一つ一つの行政事務がどのような法律に基づいたものなのか深く理解している必要があると思う。

議会選出の監査委員を経験させて頂いて、具体的な事例に触れる事が出来たが、一つの事案を検証する事に費やされた時間と議論を振り返ると、毎議会ごとに提案される議案に対して根拠となる法律や条令を理解しながら審議するひつようがあると思った。

これまでに本市が施行した条例についても、現状に則している条例となっているのか議会として検証する機会を設けていく事も必要ではないかと思った。